



出生時育児休業について

令和4年10月1日から男性の育児休業取得促進を目的として創設された「出生時育児休業」についてご案内します。

出生時育児休業の取得を考えている方、育児休業制度について詳しく知りたい方は、以下のお問い合わせ先にご連絡ください。

● 育児休業・出生時育児休業とは？

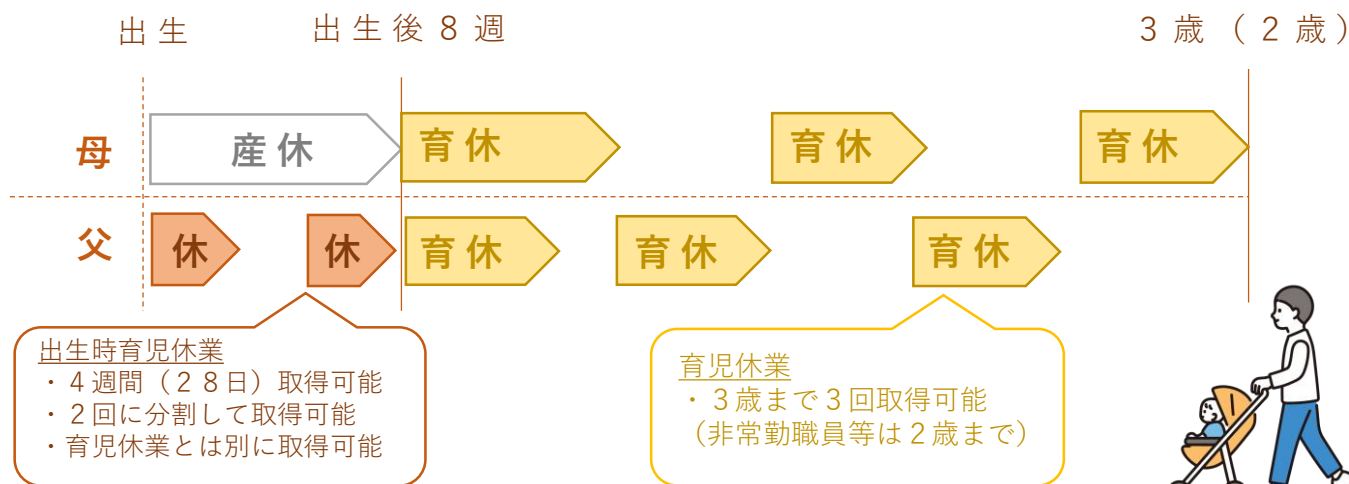
育児休業

出産から原則3歳（非常勤職員等においては2歳）まで3回取得できる休業です。
もちろん男性も取得できます。

出生時育児休業

主に男性職員を対象として創設された育児休業制度です。

子の出生後8週間以内に4週間（28日）、2回に分割して取得できる休業です。



● 休業中の給与、共済組合掛金・社会保険料は？

給与について

育児・出生時育児休業中、給与は支給されませんが、受給要件を満たした場合、原則として休業開始日の賃金の67%（180日経過後は50%）の休業給付を受けることができます。

昇給・昇進については？



共済組合掛金・社会保険料について

育児・出生時育児休業中、一定の要件を満たす場合、共済組合掛金・社会保険料が免除されます。

育児・出生時育児休業を取得したことで不利益となることはありません。



● 制度に関する問い合わせ先等

男女共同参画委員会・人事労務課

Tel: 0566-26-2123

Mail: sankaku@m.auecc.aichi-edu.ac.jp

● 以下のサイトもご活用ください。

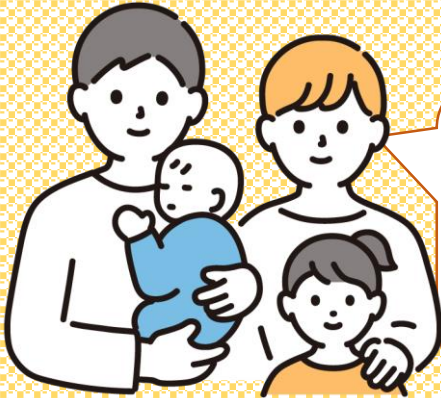
ワークライフバランス支援サイト

URL: <https://www.aichi-edu.ac.jp/sankaku/>



育児休業を取得した男性職員とご家族の声

- 妻の出産直後から1か月間の育児休業を取得しました。
- 一人目の時は育児休業を取得せず、仕事をしながら、家事や育児を行うことが肉体的に大変でしたが、2人目の時は育児休業を取得したことで、家事に専念できた点がよかったと思います。
- パートナーの負担を減らせたこともメリットだと感じました。

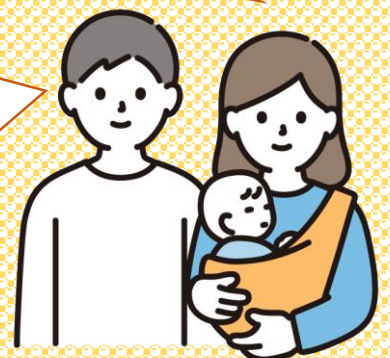


男性職員Aさんご家族

- 実家がお互いに遠く頼れない状況下で、産後1か月という体がしんどく育児に専念しなければならない時期に、旦那さんが朝から一緒にいてくれて、家事をほとんどやってくれ、育児にも協力してくれたので、体力的にも精神的にもとても助かりました。

- 産後は心も身体もボロボロで、夜も授乳や寝かしつけなどで中々眠ることができず、家事や育児を任せて睡眠をとることができたのがとても助かりました。初めての育児で些細なことでも不安になる中で、すぐに相談できたり自分だけで判断しなくてよい状況であったのはとても心強かったです。
- 一番良かったことは、育児の大変さを身をもって経験してくれたことです。実際に経験してみないと育児の大変さは分からないと思うので、同じ経験や感情を共有できたことにより、夫婦の絆が強くなったと思います。
- 子どもがパパのことを好きになれたのも良かったと思います。パパと過ごした時間が長かった分、パパとの信頼関係も出来上がったので、ママじゃないとダメということが一切なかったです。今でもたまに1人の時間が欲しい時は安心してパパに預けて出かけることができるので、育休を取得してくれて本当に良かったと思います。

- 妻の出産直後から10か月間の育児休業を取得しました。
- 乳児期の子どもの目まぐるしい成長を見逃すことなく見ることができ、とても幸せな10か月間でした。出産直後から夫婦で育児の大変さや楽しさを経験したことで、よりお互いに対する理解が深まったと思っています。
- 子どもが生まれたことで、ライフプランなど考えるべきことが増えました。その中で、夫婦で家庭について話し合う時間が確保できたことも貴重だったと思います。
- 男性職員の皆さんには、心の底から育児休業の取得をオススメしたいと思っています！



男性職員Bさんご家族